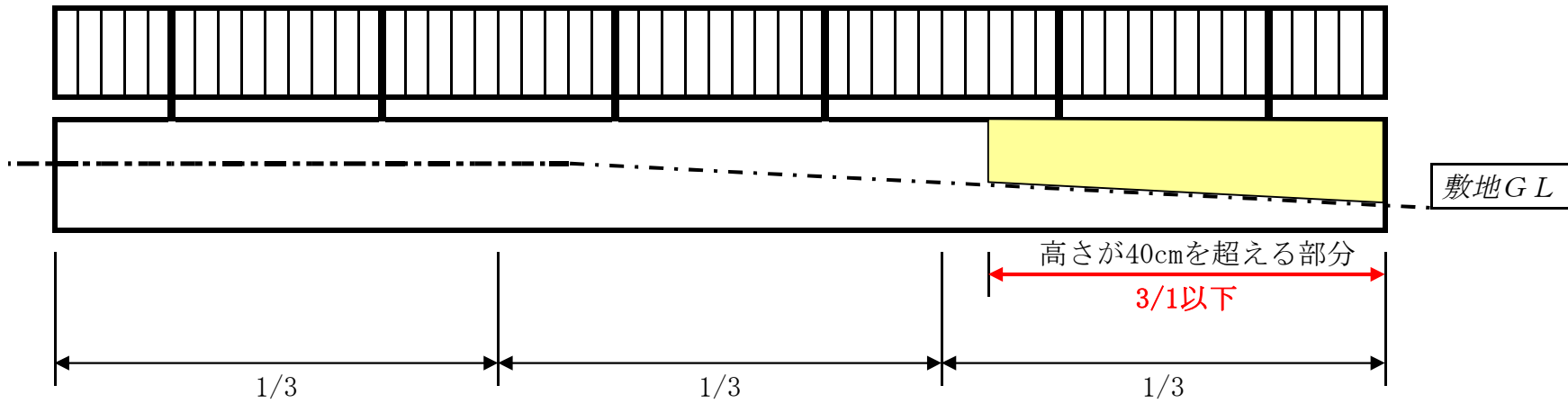


常滑地区計画の運用基準

制限項目	具体内容	取り扱い基準	解析図面
垣又はさくの構造の制限	ブロックの高さが敷地地盤の傾斜などにより、一部分で高さが40cmを超える場合も制限の対象になるか。	高さが40cmを超える部分の長さは延長の1/3までとする。	別紙1
垣又はさくの構造の制限	透過性のあるフェンスの基準はなにか。	透過率50%以上あること。	別紙2
形態または意匠の制限	ステンレス製の屋根を使用したいが、ステンレスに対してマンセル値がないためどのように記せばよいか。	ステンレスに関しては適用除外とする。	—
形態または意匠の制限	ソーラーパネルを屋根に設置したいが、マンセル値がないためどのように記せばよいか。	ソーラーパネルに関しては適用除外とする。	—
形態または意匠の制限	玄関ポーチにはどの基準が適用されるのか。	舗装材の基準が適用される。	—
形態または意匠の制限	彩度・明度の小数点の取り扱いはどのようになるのか。	四捨五入して判定する。	—
幹線道路沿道地区	住宅地区における幹線道路沿道地区の範囲はどのように判定されるのか。	幹線道路から20mを基本とするが、判断基準を明確にするため、幹線道路に面した一宅地のみを対象とする	—

ブロック高が敷地GLより40cmを超える部分の長さが、1つの道路境界線への投影の長さの3/1以下であること



フェンスのない面積（黄色着色部）がフェンスのある面積（茶色着色部）を上回ること。（=透過率50%以上）

